

「局所排気装置等定期自主検査者養成講習」開催のご案内

事業主様

一般社団法人 大垣労働基準協会

HP : <https://www.ogakiroukikyo.com>

局所排気装置及び除じん装置（以下「局所排気装置等」という。）については、労働安全衛生法第45条、労働安全衛生法施行令第15条第1項第9号及び厚生労働省令により、1年以内ごとに1回定期的に自主検査を行うことが、事業者には義務づけられています。本講習は、局所排気装置等の定期自主検査に必要な知識・技術の習得を目的として平成20年3月27日基発0327002号「局所排気装置等の定期自主検査者等養成講習について」に基づき、自社の局所排気装置等の定期自主検査を行う方を対象に実施するものです。

【1】講習日時と会場・定員・申込受付期間

講習日時	会場	定員	申込期間
2026年5月18日(月) ～ 5月20日(水)	9:00～ (受付8:30～) 下記講習時間参照	大垣市職業訓練センター TEL0584-89-4976 〒503-0963 大垣市西大外羽1-226-1	36名 年間受付 定員になり次第締め切ります。

【2】受講料（テキスト代・消費税10%を含む）

会員1名につき **27,830** 円（うち消費税2,530円） ※会員：岐阜県内の各労働基準協会会員
非会員1名につき **31,130** 円（うち消費税2,830円）

【3】受講資格

1	衛生工学衛生管理者免許を有する者	6 特定化学物質作業主任者、石綿作業主任者、鉛作業主任者、又は有機溶剤作業主任者のいずれかの資格を有する者であって、当該作業に1年以上従事した経験を有する者	
2	作業環境測定士の資格を有する者		
3	学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後6月以上の局所排気装置・プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計又は検査の実務に従事した経験を有する者		7 粉じん作業特別教育指導員(インストラクター)の資格を有する者
	4		学校教育法による高等学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上の局所排気装置・プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計又は検査の実務に従事した経験を有する者
5	局所排気装置・プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計又は検査の実務に2年以上従事した経験を有する者		参 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害予防規則、石綿障害予防規則により、局所排気装置等及び除じん装置の定期自主検査（1年以内ごとに1回）が義務づけられています。 検査内容等については「局所排気装置等の定期自主検査指針（平成20年3月27日付自主検査指針公示第1号）」により検査を行う必要があります。

【4】申込方法

- 別紙【受講申込書 兼 受講票】に必要事項を記入し、当協会宛メール(o-roundoukijunkyokai@aurora.ocn.ne.jp)に申込書を添付して送信、またはGoogleフォーム(HP各講習会の「本申込はこちら」)から送信願います。
- 【本人確認書類】欄には①～②のいずれかを貼付してください。
①運転免許証の表面コピー(変更事項あれば裏面もコピー) ②健康保険証の【表面と裏面(現住所記入)】のコピー
- 申込書を送信いただいた方宛に受講票をEメールにてお送りしますので、プリントアウトして受講者様にお渡しください。

【5】お支払いについて

・受講料は前納制です。必ず講習開催日の3営業日前までに銀行振込にて納めてください。※振込み手数料は振込人負担でお願いします。

【6】インボイスの発行について（登録番号 T6200005012428）

当協会はインボイスの発行事業者です。講習日に領収書をインボイスとして受講者様にお渡しいたします。(各事業所毎)
※発行を希望される場合は受講申込書 兼 受講票にて「希望する」を選択してください。

【7】受講キャンセルについて

ご都合で受講を取り止められる場合、講習開催日の3営業日前までにご連絡願います。
ご連絡がないときは、受講料はお返しできませんのでご了承ください。

【8】申込・振込先

協会名	所在地	電話・FAX
一般社団法人 大垣労働基準協会	〒503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4階	TEL 0584-73-2272 FAX 0584-73-2257
銀行振込先：大垣共立銀行 本店営業部 普通預金 0191887（※振込み手数料は振込人負担でお願いします）		

【9】講習科目及び講習時間

講習時間	講習科目
1日 9:00～12:00	・労働衛生関係法令・労働衛生一般
13:00～16:05	・局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の定期自主検査指針
2日 9:00～12:00	・除じん装置の定期自主検査指針
13:00～16:45	・検査に使用する測定機器等に関する知識
3日 9:00～12:30	・局所排気装置及びプッシュプル型換気装置に関する知識
13:20～17:00	・除じん装置に関する知識
	・演習（局所排気装置の構造、圧力損失の計算）
	実 ①フード、ダクト及び吸排気的能力に関する検査方法 ②ファン及び電動機に関する検査方法
	技 ③ろ過除じん装置に関する検査方法 ④その他の除じん装置に関する検査方法

【10】修了証交付

講習全科目を修め、修了試験に合格した方に当日修了証を交付します。（遅刻・早退は修了できません）

個人情報の取扱いに関する事項（提出いただく情報の取扱いについては、下記事項を確認のうえお申し込みください。）

※ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、①名簿の作成 ②修了証の発行 ③修了証再発行のための台帳作成 ④受講料等の入金確認等のため、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

【11】その他

- * 講習当日は受講票(受講申込書兼受講票)・筆記用具・計算機(√計算機能付)を持参してください。
- * テキストは、講習会初日に会場にてお渡します。
- * 会場付近には食事施設がありませんので昼食は各自準備ください。

受講番号
*主催者記入欄

「局所排気装置等定期自主検査者養成講習」受講申込書 兼 受講票

日にち： 2026年5月18日(月) ～ 5月20日(水) 9：00開講（受付8：30～）
 会 場： 大垣市職業訓練センター（大垣市西大外羽1-226-1）

事業所	※個人でお申込みの場合は記載不要です		
	会社名		
	所在地	〒	
担当者名	部署	ふりがな 氏名	電 話 番 号

受講者	ふりがな	【修了証に旧姓又は通称の併記を希望される方】 ※ 併記する旧姓又は通称名を記入してください。		
	氏名			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	受講資格
	現住所	〒		

【受講料等】

<input type="checkbox"/> 会員	↓ご加入の基準協会に○を記入 岐阜・大垣・飛騨・東濃・中濃・恵那・岐阜八幡	27,830 円	<input type="checkbox"/> 非会員	31,130 円
銀行振込予定日（ 月 日 ） ※講習会開催日の3営業日前までにお支払いください				
*希望の有無について○をつけて下さい（回答のない場合は発行致しませんのでご注意ください）				
領収書(インボイス対応)の発行を（ 希望する ・ 希望しない ）			※講習最終日に上記担当者様宛の封筒に入れて受講者様にお渡しいたします。(各事業所毎)	

【その他】 持ち物：①受講申込書兼受講票 ②筆記用具 ③電卓
 ※会場付近には食事施設がありませんので昼食は各自ご準備ください
 ※当日の緊急連絡先（080-1609-1141）発熱や体調不良の場合は受講を見合わせてください。

※【本人確認書類貼付欄】本人確認が出来る、運転免許証の写し又はマイナンバーカードの写しを以下に貼付してください。

<p>【 表 面 貼 付 欄 】 ①～②のいずれかを貼付してください</p> <p>①運転免許証の表面コピー (裏面に変更事項等記載がある場合は裏面もコピーして貼付)</p> <p>②マイナンバーカード(表面のみ)のコピー ※ マイナンバーカードをコピーする際は、個人番号が記載されている裏面をコピーしないように注意してください。</p>	<p>【 裏 面 貼 付 欄 】</p> <p>・運転免許証の裏面に変更事項がある場合は裏面コピー</p>
--	--

【別紙】

<旧姓又は通称の併記を希望される方のみ>

労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和4年4月1日より修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できるようになりました。

旧姓を使用した氏名の場合 ※①～③のいずれかを提出してください

- ①戸籍謄本（原本）
- ②旧姓を併記した住民票（原本）
- ③旧姓を併記した運転免許証またはマイナンバーカードのコピー

通称の場合 ※①～③のいずれかを提出してください

- ①戸籍謄本（原本）
- ②通称を併記した住民票（原本）
- ③通称を併記した運転免許証またはマイナンバーカードのコピー